

「同一労働同一賃金」 最高裁判決で考える企業対応の方向性

～2020年10月 大阪医科大学、メトロコマース、日本郵便の最高裁判決を受けて緊急解説！～

「同一労働同一賃金」に関して重要裁判（大阪医科大学、メトロコマース、日本郵便）の最高裁判決3件が、2020年10月13日と10月15日に相次いで出されました。本セミナーでは、これまでと異なる判断をした最高裁判決内容のポイントに加え、賞与、退職金、各種手当、休暇に関する実務対応について解説します。奮ってご視聴ください。

講演内容

1. 法改正の概要（中小企業：2021年4月1日より適用）
【改正前】労働契約法20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）
【改正後】パートタイム・有期雇用労働法第8条（不合理な待遇の禁止）
2. 賞与に関する最高裁判決（大阪医科大学）
賞与に関する最高裁判決を受けての方向性
3. 退職金に関する最高裁判決（メトロコマース）
退職金に関する最高裁判決を受けての方向性
4. 扶養手当（家族手当）、休暇等に関する最高裁判決（日本郵便3件）
扶養手当（家族手当）、休暇等に関する最高裁判決を受けての方向性
5. 大阪医科大学、メトロコマース、日本郵便 最高裁判決（2020年10月）の比較と総括
6. その他過去の重要判例
 - ①定年再雇用者の賃金水準に関する最高裁判決（長澤運輸）
 - ②各種手当に関する最高裁判決（ハマキョウレックス）
長澤運輸、ハマキョウレックス最高裁判決（2018年6月）の比較
7. 企業対応の方向性（まとめ）



山口 俊一 氏

株式会社新経営サービス
人事戦略研究所
代表取締役社長

人事コンサルタントとして25年超。一部上場企業から中堅・中小企業に至るまで、あらゆる業種・業態の人事制度改革コンサルティングを手掛ける。著書に「3時間でわかる同一労働同一賃金入門」「同一労働同一賃金で、給料の上がる人・下がる人」など多数。三菱セミナー、みずほセミナーをはじめ、全国の経営者協会、商工会議所でも、人事セミナー講師を務め、豊富な企業事例を交えた分かりやすい語り口には定評がある。これまで、プレジデントオンライン、ダイヤモンドオンラインなどで、人事記事掲載。テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」にも、同一労働同一賃金の解説で登場。

配信期間

2020年12月下旬から約1か月間を予定※詳細は動画配信ポータルサイトをご覧ください

視聴時間

約1時間

視聴資格

投資先企業限定

視聴方法

投資先各社に予めお配りしておりますIDとパスワードでログインしてください。

配信サイト「投資育成セミナー オンライン」
<https://seminar.sbic.co.jp/online/>

- ・動画配信時にはポータルサイト登録者にメールで通知いたします。
- ・視聴用アカウントの新規発行をご希望の投資先の方は、投資育成担当者にその旨をご連絡ください。